



クツメカワウソ



インドホシガメ

2019年11月26日 種の保存法の

国際希少野生動植物種が 変更されました!

違法な譲渡し等には厳しい罰則が科されます。

- ❗ これらの種の譲渡し等は原則禁止されています。
- ❗ 適法に入手された個体等は、あらかじめ登録の上、譲渡し等を行うことができます。
- ❗ 譲渡し等は、登録票とともに行う必要があります。

種の保存法での譲渡し等の規制

希少野生動植物種に指定された動植物の譲渡し等は原則禁止です。ただし、国際希少野生動植物種は、登録を受けることにより、譲渡し等が可能になります。

譲渡し等の禁止(法第12条)

- ❌ 売る・買う
- ❌ あげる・もらう
- ❌ 貸す・借りる

販売目的の陳列、広告禁止(法第17条)

- ❌ 陳列・広告
- ❌ ※インターネット上の広告も対象です。

生体、はく製だけでなく、種によって羽、牙等の器官、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。



登録ができない場合は、終生飼育等、他の人に譲り渡すことなく、大切に管理いただくようお願いします。

お問い合わせ先

規制対象や手続きが分からない場合は、以下のサイトもご参照ください。
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/yuzuri/index.html>

▼ 種の保存法について

環境省自然環境局野生生物課
代表

03-3581-3351

▼ 登録手続きについて

一般財団法人自然環境研究センター (登録機関)

03-6659-6018

(土日祝日を除く平日10時~17時)

2019年11月26日に変更された種(16種)

※対象種は学名で定められています。和名・通称は参考です。

種の保存法ではワシントン条約付属書Iに掲載された種を国際希少野生動植物種として指定しています。第18回ワシントン条約締約国会議で付属書I掲載種が変更されたことを受け、国際希少野生動植物種を変更しました。

〈追加された種〉		学名	種名	登録時に個体識別措置が必要なもの
哺乳類	いたち科	<i>Aonyx cinerea</i>	コツメカワウソ	○
		<i>Lutrogale perspicillata</i>	ビロードカワウソ	○
鳥類	つる科	<i>Balearica pavonina</i>	カンムリヅル	○
爬虫類	きのぼりとかげ科	<i>Ceratophora erdeleni</i>	ケラトフォラ・エルデレニ	—
		<i>Ceratophora karu</i>	ケラトフォラ・カル	—
		<i>Ceratophora tennentii</i>	ケラトフォラ・テンネンティイ	—
		<i>Cophotis ceylanica</i>	セイロンオマキキノボリアガマ	—
		<i>Cophotis dumbara</i>	コフォティス・ドゥムバラ	—
	やもり科	<i>Gonatodes daudini</i>	ダウディンイロワケヤモリ	—
	いしがめ科	<i>Cuora bourreti</i>	ラオスモエギハコガメ	○
		<i>Cuora picturata</i>	カンボジアモエギハコガメ	○
		<i>Mauremys annamensis</i>	アンナンガメ	○
	りくがめ科	<i>Geochelone elegans</i>	インドホシガメ	○
		<i>Malacochersus tornieri</i>	パンケーキガメ	○
昆虫類	あげはちょう科	<i>Achillides chikae hermeli</i>	アキルリデス・キカエ・ヘルメリ	—
		<i>Parides burchellanus</i>	パリデス・ブルケルラヌス	—

○国際希少野生動植物種の一覧(環境省HP) <http://www.env.go.jp/nature/kisho/global/list.html>

登録を受けたら

譲渡し等には登録票が必要です。
登録票の管理も必要です。
譲渡し等・陳列・広告を行う際のルールもあります。

■登録票の管理等 譲渡し等について

- 個体等の譲渡し等は登録票と共にする。
- 譲受けをしたら、30日以内に届出をする。
- 登録個体等を占有しなくなったら、30日以内に登録票を返納する。

■陳列について

- 販売又は頒布目的の陳列には、登録票を備え付ける。

■広告について

- 販売又は頒布目的の広告には、登録記号番号・登録年月日(2018年6月以降)、登録の有効期間の満了日(生体のみ)(2018年6月以降)を表示する。



罰則について

登録がされていない個体等の譲渡し等には、厳しい罰則があります。

違法な譲渡し等

- 個人 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科
- 法人 1億円以下の罰金

違法な陳列又は広告

- 個人 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 法人 2,000万円以下の罰金

登録の手続き

登録要件を満たすことを確認した上で、登録機関に連絡しましょう。

■登録できるのは

- 登録された個体同士で繁殖させた個体等
 - 規制適用日前に合法的に国内で取得した個体等
 - 関税法の許可を受けて輸入された個体等
- ※ 生きた個体等の場合、個体識別措置が必要です。
(マイクロチップの挿入または足環の装着(鳥網のみ))

■登録申請の方法は

以下の書類等が必要です。

- 登録申請書
- 登録を受ける個体等の写真
- 入手経緯を証明する書類など

まずは
お電話ください

